

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十七号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年一月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第四条第三項の規定によつて二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第一号様式による免許申請書（以下「免許申請書」という。）に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由があるときは、これに代わる適当な書類）を添え、知事に提出しなければならぬ。ただし、第十三条第一項の規定により同項第一号から第四号までに掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第二項の規定により当該書類を指定試験機関（法第十五条の六第一項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。））に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号及び第四号に掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。以下同じ。）その他参考となる事項を記載した書類

二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

三 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類

ア 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に定める学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業し、又は修了したことを証する証明書

イ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、知事が別に定める基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ウ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、イに定める者以外の者にあつては、同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証す

る書類

四 第一号様式の二による建築実務の経験を記載した書類（以下「実務経歴書」という。）及び第一号様式の三による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認した旨を証する書類（以下「実務経歴証明書」という。）

第一条第三項を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第四条第五項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、前項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由があるときは、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

第二条第一項中「前条の」を削る。

第十一条第四項中「。次項において同じ」を削り、「その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験」を「学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）」に、「二回の試験を受けなかった場合においては、三回」に改め、同条第五項を削る。

第十三条第一項中「法第十五条の六第一項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）」を「指定試験機関」に改め、「（法第十五条第一号に該当する者にあつては、第一号及び第四号に掲げる書類）」を削り、同項第一号中「又は第二号」を削り、「当該各号に掲げる」を「同号に定める」に、「卒業した」を「卒業し、又は修了した」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 法第十五条第二号に該当する者のうち、知事が別に定める基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

三 法第十五条第二号に該当する者のうち、前号に定める者以外の者にあつては、同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

第十三条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第十五条第三号に該当する者にあつては、実務経歴書及び実務経歴証明書

第十三条第二項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に、「同項第三号に掲げる書類にあつては、指定試験機関の定める様式による書類」を「指定試験機関が様式

を定めている場合にあつては、当該様式による書類」に改める。

第十四条の見出し中「申請及び」を削り、同条第一項中「第十一条第四項に規定する申請及び」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項中「申請及び提出」を「提出」に改め、「第十一条第四項に規定する申請及び」を削り、同条第三項中「申請及び」を削る。

第二十三条第二項中「合格者一覧表」の下に「、第十三条第二項の受験申込書並びに同条第一項第一号から第四号までに掲げる書類」を加える。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第1条関係)

二級
木造 建築士免許申請書

(表)

(記入注意)数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

私は、二級 建築士の免許を受けたいので、建築士法施行細則第1条第1項又は第2項に規定する書類を添え、申請します。

私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。

年 月 日

氏名 _____ 印
(署 名)

奈良県知事 殿

記

| | | | | |
|--|---|---------|---------------------|---|
| ふりがな 氏名 | | 生年月日 | 年 月 日生 | 写真 縦4.5cm 横3.5cm 裏面に氏名及び撮影年月日を記入して、のりで貼り付けてください。 |
| 本籍 | | | | |
| 現住所 | 〒 _____ 電話 () _____ | | | |
| 試験 | 二級 建築士試験に合格した年 _____ 年 木造 | | | |
| | 合格通知書日付 | 年 月 日 | 合格番号 | 第 _____ 号 |
| 登録申請区分 | 1 学歴 <input type="checkbox"/> 2 学歴及び建築実務経験 <input type="checkbox"/> 3 建築実務経験7年以上 <input type="checkbox"/> 4 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士 <input type="checkbox"/> | | | |
| る学歴 場合に のよ みり 記申 入請 す | 学校名 | 学部名・学科名 | 入学・卒業(修了)年月 | / |
| | | | 年 月入 学 年 月卒業(修了) | |
| | | | 年 月入 学 年 月卒業(修了) | |
| る経学 場歴 合に及 のよ みり建 記申 入請実 務 | 学校名 | 学部名・学科名 | 入学・卒業(修了)年月 | 建築実務経験期間の合計 |
| | | | 年 月入 学 年 月卒業(修了) | 年 月 |
| | | | 年 月入 学 年 月卒業(修了) | |
| 合上建 のに みよ り実 務 記申 入請 入請 す7 る年 場以 | / | | | 建築実務経験期間の合計 |
| | / | | | 年 月 |
| る5建 場築 合に士 のよ法 みり第 記申4 入請条 す第 | 免許の名称 | 免許者名 | 免許の年月日 | 資格認定書の年月日 |
| | | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| み請資建 記す格築 入るに設 場よ備 合り士 の申の | 合格証書番号又は登録番号 | | 合格又は登録年月日 | |
| | | | 年 月 日 | |

注 学歴について、記入欄が不足する場合は、別紙に記入してください。

(裏)

| | | |
|---|--|------------------------------------|
| 欠 格 事 由 | 1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 | ある□ ない□ 年 月 日 |
| | 2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑 に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 | ある□ ない□ 年 月 日 |
| | 3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級 建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日 | ある□ ない□ 年 月 日 |
| | 4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の 期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木 造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 | ある□ ない□ 年 月 日から 年 月 日まで |
| | 5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行う に当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態 ですか。 | はい□ いいえ□ |
| ※審査 収入証紙 <input type="checkbox"/> 欠格審査 <input type="checkbox"/> 住民票照合 <input type="checkbox"/> 名簿登録 <input type="checkbox"/> 合格者名簿照合 <input type="checkbox"/> 免許証発行 <input type="checkbox"/> | | ※受付番号 ※登録年月日 年 月 日 ※登録番号 第 号 |
| 奈良県収入証紙貼り付け欄(消印しないこと) | | |

第一号様式の次に次の二様式を加える。

第1号様式の2(第1条、第13条関係)

実務経歴書

(記入注意)この実務経歴書は勤務先(自営業を含む。)ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について受験及び登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、受験ができない場合及び登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置の対象となる場合又は受験及び登録が認められない場合もあります。

私は、二級 建築士の 木造 免許試験を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。

年 月 日

氏名 _____ 印
(署名)

奈良県知事 殿

記

| 勤務先等 | | | | |
|------------|--|----------|--------------------------|-------|
| 勤務先(部課名まで) | 所在地(番地まで) | 在職期間 | 合計年月数 | |
| | | 年 月～ 年 月 | 年 月 | |
| 在職期間 | 合計年月数 | 地位職名 | 建築実務経験の内容(建築士法施行規則第1条の2) | |
| 年 月～ 年 月 | 年 月 | | | |
| 建築実務経験の詳細 | | | 建築実務経験期間の総合計 | |
| | | | 年 月 | |
| (1) | 対象物件の名称等 | 対象物件の所在地 | 建築実務経験期間 | 合計年月数 |
| | | | 年 月～ 年 月 | 年 月 |
| | 建築実務経験の対象となる業務の内容(用途・構造・規模・担当業務等をできるだけ具体的に記載すること。) | | | |
| | | | | |
| (2) | 対象物件の名称等 | 対象物件の所在地 | 建築実務経験期間 | 合計年月数 |
| | | | 年 月～ 年 月 | 年 月 |
| | 建築実務経験の対象となる業務の内容(用途・構造・規模・担当業務等をできるだけ具体的に記載すること。) | | | |
| | | | | |
| (3) | 対象物件の名称等 | 対象物件の所在地 | 建築実務経験期間 | 合計年月数 |
| | | | 年 月～ 年 月 | 年 月 |
| | 建築実務経験の対象となる業務の内容(用途・構造・規模・担当業務等をできるだけ具体的に記載すること。) | | | |
| | | | | |

注 建築実務経験の詳細について、記入欄が不足する場合は、別紙に記入してください。

第1号様式の3（第1条、第13条関係）

実務経歴証明書

年 月 日

奈良県知事 殿

証明者 印

住所又は所在地

電話番号 ()

免許申請者（受験申込者）との関係

下記の者が申請（提出）した 二級 建築士免許申請書（受験申込書）に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

木造

記

1 免許申請者（受験申込者）氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務経験の内容：

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が、実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認した旨を証明すること。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分又は告発の対象となり得ます。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式 附則

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則（以下「新規則」という。）第一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に行われた直近二回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対する新規則第十一条第四項の規定の適用については、なお従前の例による。